

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 保険料の贈与

**Q** : 私は、生命保険（被保険者は父である私、保険金受取人は子供）の保険料相当額の110万円を毎年子供に贈与し、子供はそれを保険料の支払に充当しています。この度、この保険契約が満期になったのですが、この場合の満期保険金の取り扱いを教えてください。なお、子供は未成年で収入はありません。

**A** : 子供さんが受け取られる満期保険金は一時所得として所得税が課されます。

### 【解説】

生命保険契約に係る保険金に対する課税関係は、保険料負担者、保険金受取人が誰であるかによって異なることとなりますが、その保険料負担者が誰であるかについては、実際にその保険料を誰が負担したかによって判定することとされています。したがって、未成年者である子が契約者となっている保険契約については、一般的に、その保険契約を父親等が親権者として代行し、保険料を払い込んでいたとみるのが妥当であると考えられることから、満期保険金は、実際の保険料負担者である父親等から贈与によって取得したものとみなして贈与税が課されることとなります。

しかし、ご質問の場合のように、毎年父であるあなたから保険料相当額の贈与を受け、その保険料の支払に充当していた場合において、毎年の贈与契約書など書面等の客観的な資料によって贈与の事実が確認できるときは、子供さんが保険料を負担していたものとして取り扱われ、満期保険金は子供さんの一時所得として所得税が課されることとなります。

